

北栄町中央公民館大栄分館の管理に関する基本協定書

北栄町（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人 まちづくりネット（以下「乙」という。）とは、次のとおり、北栄町中央公民館大栄分館（以下「大栄分館」という。）の管理に関する基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1章 総 則

（本協定の目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に協力し、施設を適正かつ円滑に管理するために必要な基本事項を定めることを目的とする。

（指定管理者の指定の意義）

第2条 甲及び乙は、大栄分館の管理に関して甲が指定管理者の指定を行うことの意義は、民間事業者である乙の能力を活用しつつ、地域住民に対する住民サービスの効果及び効率を向上させ、もって地域の福祉の一層の推進を図ることにあることを確認する。

（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

第3条 乙は、大栄分館の設置目的、指定管理者の指定の意義及び施設管理者が行う管理義務（以下「本義務」という。）の実施にあたって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

2 甲は、本義務が公益の利益創出を基本とする特定非営利活動法人によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

（信義誠実の原則）

第4条 甲及び乙は、互いに協力し、信義を重んじ、本協定を誠実に履行しなければならない。

（用語の定義）

第5条 本協定で用いる用語の定義は、別紙1のとおりとする。

（管理物件）

第6条 本業務の対象となる物件（以下「管理物件」という。）は、管理施設及びその設備からなる。管理施設は、別紙2のとおりとする。

2 乙は、善良なる管理者の注意を持って管理物件を管理しなければならない。

3 乙は、管理物件を本協定以外の目的に使用してはならない。ただし、予め甲の

承認を得た場合はこの限りでない。

(指定の期間)

第7条 甲が乙を指定管理者として指定する期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、乙が公民館の指定管理者でなくなったときは、この協定は終了する。

3 本業務に係る事業年度及び会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第2章 本業務の範囲と実施条件

(本業務の範囲)

第8条 本業務の範囲は、北栄町中央公民館条例（平成17年北栄町条例第81号）に規定する次の業務とする。

- (1) 社会教育法第22条に掲げる業務
- (2) 大栄分館の利用及びその制限に関する業務
- (3) 大栄分館の使用料の徴収及び減免に関する業務
- (4) 大栄分館の維持管理に関する業務
- (5) 前3号に掲げるもののほか、北栄町教育委員会が必要と認める事項

(業務範囲及び業務実施条件の変更)

第9条 甲又は乙は、必要と認める場合は、相手方に対する通知をもって第8条で定めた本業務の範囲の変更を求めることができる。

2 甲又は乙は、前項の通知を受けた場合は、協議に応じなければならない。

3 業務範囲の変更及びそれに伴う指定管理料の変更等については、前項の協議において決定するものとする。

第3章 本業務の実施

(本業務の実施)

第10条 乙は、本協定、年度協定、条例、規則、関係法令等に従って本業務を実施するものとする。

(開業準備)

第11条 乙は、指定開始日に先立ち、本業務の実施に必要な人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。

2 乙は、甲の指示により指定開始日までに本業務の引継ぎを行うものとする。

3 乙は、必要と認める場合には、指定開始日に先立ち、甲に対して管理施設の視察を申し出ることができるものとする。

4 甲は、乙から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

5 甲は、本業務引継ぎ等に要するすべての費用を負担する。

(第三者による実施)

第12条 乙は、事前に甲の承諾を受けた場合を除いて、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙が本業務の一部を第三者に実施させる場合は、すべて乙の責任及び費用において行うものとし、本業務に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて、乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、乙が負担するものとする。

(リスク分担)

第13条 本業務に関するリスク分担については、別紙3のとおりとする。

2 前項に定める事項で疑義がある場合又は前項に定める以外の不測のリスクが生じた場合は、甲乙両方で協議の上リスク分担を決定する。

(緊急時の対応)

第14条 指定期間中、本業務の実施に関連して事故や災害等の緊急事態等が発生した場合、乙は直ちに必要な措置を講ずるとともに、甲を含む関係者に対して緊急事態発生旨を通報しなければならない。

2 事故等が発生した場合、乙は甲と協力して事故等の原因調査に当たるものとする。

3 乙は、危機管理体制を構築するとともに、対応マニュアルを作成し、職員の指導及び災害時の対応について随時訓練等を行うものとする。

また、消防署等から指摘があった場合は、直ちに改善措置を講ずるものとする。

4 甲は、施設を、災害の発生その他特別の事情がある場合に優先的に使用することがある。指定管理者は、これに協力しなければならない。

5 乙は、防火管理者を選定し、消防計画を策定するものとする。

(情報管理)

第15条 乙若しくは本業務の全部又は一部に従事する者は、本業務の実施によって知り得た秘密及び甲の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏ら

し、又は他の目的に使用してはならない。指定期間が満了し、若しくは指定を取り消された後においても同様とする。

- 2 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）及び北栄町個人情報保護条例（平成 17 年北栄町条例第 14 号）の規定に準拠し、本業務の実施に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

なお、個人情報の漏洩等の行為には、北栄町個人情報保護条例に基づく罰則が適用される場合がある。

第 4 章 備品等の取扱い

（備品等）

第 16 条 甲は、大栄分館に備えてある備品等を、無償で乙に貸与する。

- 2 乙は、指定期間中、備品等を常に良好な状態に保つものとする。
- 3 備品等が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合、甲は、乙との協議により、必要に応じて甲の費用で当該備品等を購入又は調達するものとする。
- 4 乙は、故意又は過失により備品等をき損滅失したときは、甲との協議により、必要に応じて甲に対しこれを弁償又は乙の費用で当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達しなければならない。
- 5 ^{NP0} 乙は、甲との協議により、備品等を購入し、又は調達し、本業務実施のために供することができるものとする。

第 5 章 業務実施に関する甲の確認事項

（事業計画書）

第 17 条 乙は、各年度の 1 1 月末までに、翌年度の事業計画書を提出し、甲の承認を得なければならない。

- 2 甲及び乙は、事業計画書を変更しようとするときは、甲と乙の協議により決定するものとする。

（事業報告書）

第 18 条 乙は、北栄町公の施設における指定管理者の指定手続き等に関する条例（平成 17 年北栄町条例第 59 号。以下「手続条例」という。）第 8 条の規定に基づき、毎年度終了後 5 月 25 日までに、本業務に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況及び利用状況
 - (2) 使用料又は利用に係る料金の収入の実績
 - (3) 管理にかかる経費の収支状況
 - (4) その他町長等が必要と認める事項
- 2 乙は、甲が手続条例第 10 条に基づいて年度途中において乙に対する指定管理者の指定を取り消した場合には、指定が取り消された日から起算して 30 日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。
- 3 甲は、必要があると認めるときは、事業報告書の内容又はそれに関連する事項について、乙に対して報告又は口頭による説明を求めることができるものとする。

(業務実施状況の確認と改善勧告)

- 第 19 条 甲は、手続条例第 9 条の規定に基づき、乙による業務実施状況を確認することを目的として、定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査することができる。また、甲は、乙に対して本義務の実施状況や本業務に係る管理経費等の収支状況等について説明を求めることができる。
- 2 前条及び前項による確認の結果、乙による業務実施が仕様書（別紙 4）等、甲が示した条件を満たしていない場合には、甲は乙に対して業務の改善を指示するものとする。
- 3 乙は、前項に定める改善について指示を受けた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

第 6 章 指定管理料及び使用料

(指定管理料の支払い)

- 第 20 条 甲は、毎年度甲の予算の範囲内で、指定管理料を乙に支払う。
- 2 甲が乙に対して支払う指定管理料の詳細については、別途「年度協定」に定めるものとする。
- 3 乙は、指定管理料の支払いに関する請求書を、甲に四半期ごとに送付するものとする。甲は、当該請求書を受領してから 30 日以内に乙に対して指定管理料を支払うものとする。

(指定管理料の変更)

- 第 21 条 指定管理料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合は、甲又は乙は、相手方に対して通知をもって指定管理料の変更を申し出ることができるものとする。

る。

2 変更の可否や変更金額等については、協議により決定するものとする。

(使用料の取扱い)

第 22 条 受託管理施設利用に係る料金収入等の利用者へのサービス提供に伴う収入は指定管理者が自らの収入として収受する。

2 使用料は、条例に規定する額の範囲内において、乙があらかじめ町長の承認を得て定めるものとする。

(指定管理料の精算)

第 23 条 乙は、当該年度において、当該年度協定に定める委託料の額及び使用料等の額の総額が業務の実施に要した費用の額を超えた場合は甲に返納する。

2 甲は、前項の返納を要する額のうち、経営努力によらない額を控除した額を指定管理者が設ける基金（公益目的の事業及び受託管理施設の管理に要する経費に限り取り崩すことができる基金をいう。）に積み立てるための交付金として交付する。

3 その他期間中途において契約が終了した場合等における返納額は、第 18 条第 2 項の実績報告書により算出した額とする。但し、その場合においては前項の規定は適用しない。

第 7 章 損害賠償及び不可抗力

(損害賠償等)

第 24 条 乙は、故意又は過失により管理物件を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認めるときは、甲は、その全部又は一部を免除することができるものとする。

(第三者への賠償)

第 25 条 本業務の実施において、乙に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由又は甲乙双方の責めに帰すことができない事由による場合は、その限りではない。

2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合、乙に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(保険)

第 26 条 本業務の実施にあたり、甲は火災保険に加入しなければならない。

2 乙は、前 2 条の損害賠償を保障するための保険に加入しなければならない。

(不可抗力発生時の対応)

第 27 条 不可抗力が発生した場合、乙は、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害・損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

第 28 条 不可抗力の発生に起因して乙に損害・損失や増加費用が発生した場合、乙は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の通知を受け取った場合、損害賠償の確認を行った上で乙の協議を行い、不可抗力の判定や費用負担等を決定するものとする。

3 不可抗力の発生に起因して乙に損害・損失や増加費用が発生した場合、当該費用については合理性の認められる範囲で甲が負担するものとする。なお、乙が加入した保険により補てんされた金額相当分については、甲の負担に含まないものとする。

4 不可抗力の発生に起因して甲に損害・損失や増加費用が発生した場合、当該費用については甲が負担するものとする。

(不可抗力による一部の業務実施の免除)

第 29 条 前条第 2 項に定める協議の結果、不可抗力の発生により本業務の一部の実施ができなくなると認められた場合、乙は不可抗力により影響を受ける限度において本協定に定める義務を免れるものとする。

2 乙が不可抗力により業務の一部を実施できなかった場合、甲は、乙との協議の上、乙が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用分を指定管理料から減額することができるものとする。

第 8 章 指定期間の満了

(業務の引継ぎ等)

第 30 条 乙は、本協定の終了に際し、甲又は甲が指定するものに対し、本業務を引継ぎ等を行わなければならない。

2 甲は必要と認める場合には、本協定の終了に先立ち、乙に対して甲又は甲が指定するものによる管理施設の視察を申し出ることができるものとする。

(原状回復義務)

第 31 条 本協定の終了までに、又は年度途中において乙に対する指定の取消し、若しくは期間を定めて本業の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、速やかに管理物件を原状に回復しなければならない。ただし、甲の承認を得たときは、この限りではない。

(備品等の扱い)

第 32 条 本協定の終了に際し、備品については、乙は甲が指定するものに対して引き継がなければならない。ただし、乙が購入し、又は調達した備品については、乙が自己の責任と費用で撤去・撤収するものとする。

第 9 章 指定期間満了以前の取り消し

(管理業務の継続が困難となった場合)

第 33 条 乙は、管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、すみやかにその旨を甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

2 甲は、管理業務の継続が困難となった場合または、そのおそれが生じた場合は、乙に対して本業務又は経理の状況に関して必要な説明又は追加の報告を求め、実施について調査し、または期間を定めて改善策の提出及び実施その他の必要な指示をすることができる。

(甲による指定の取り消し)

第 34 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。

- (1) 報告の要求や調査に応じなかったり、偽りの報告をしたとき。
- (2) 甲の指示に対して故意に従わなかったとき。
- (3) 条例や協定に定める規定に違反したとき。
- (4) 指定の申請の際に提出した書類に偽りが判明したとき。
- (5) 法人等の経営状況の悪化等により本業務を行うことが不可能又は著しく困難になったとき。
- (6) 大栄分館施設の適正な管理に重大な支障が生じるおそれがあるとき。
- (7) その他、甲が必要と認めるとき。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害が生じても、甲はその賠償の責めを負

わない。

(不可抗力による指定の取り消し)

第 35 条 甲又は乙は、不可抗力の発生により、本業務の継続等が困難と判断した場合は、相手方に対して指定取り消しの協議を求めることができるものとする。

2 協議の結果、やむを得ないと判断された場合、甲は指定の取り消しを行うものとする。

(指定期間終了の取扱い)

第 36 条 第 30 条から第 32 条までの規定は、第 33 条及び第 34 条の規定により本協定が終了した場合に、これを準用する。ただし、甲乙が合意した場合はその限りではない。

第 10 章 その他

(社会的責任の追行)

第 37 条 乙は、公の施設の管理を行う者として求められる社会的責任の追行について十分考慮し、障がい者雇用、男女参画の推進、環境への配慮等、町が推進している施策について積極的に取り組むよう努めなければならない。

(暴力団の排除)

第 38 条 乙は、北栄町暴力団排除条例（平成 24 年北栄町条例第 24 条）及び北栄町の契約等の行政事務からの暴力団等の排除に関する要綱（平成 26 年北栄町訓令第 1 号。以下「要綱」という。）の趣旨にかんがみ、委託業務の一部を他の者に委託し、又は公民館施設の設備等の修繕、備品等の調達を行う場合は、排除措置対象者（要綱第 3 条に規定する排除措置対象者を言う。以下同じ。）を相手方としてはならない。

2 乙は、前項の場合において、委託先若しくは発注先として選定しようとする業者（以下「発注予定者」という。）が排除措置対象者でないことを確認し、又は施設の利用申し込み等に対し利用許可を行うに当たり、その利用が暴力団の利益になるかどうかを確認するために甲の排除措置を担当する行政事務の担当課に照会することができる。なお、乙は本業務の一部を他の者に委託し、又は公民館施設の設備等の修繕、備品等の調達等若しくは公民館施設の利用申し込み等に対して利用許可等を行うに当たり、排除措置対象者を排除すること及び排除措置対象者であるかどうかを警察本部に照会する場合があることを、あらかじめ、発注予定者又は公民館施設の利用申し込み者に周知しなければな

らない。

(権利・義務の譲渡の禁止)

第 39 条 乙は、本協定によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、事前に甲の承認を受けた場合はこの限りではない。

(本業務の範囲外の業務)

第 40 条 乙は、大栄分館の設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。

2 乙は、自主事業を実施する場合は、甲に対して自主事業計画書を提出し、事前に甲の承諾を受けなくてはならない。その際、甲と乙は必要に応じて協議を行うものとする。

(請求、通知等)

第 41 条 本協定に関する甲乙間の請求、通知、申出、報告、承諾及び解除は、本協定に特別の定めがある場合を除き、書面により行うものとする。

(重要事項の変更の届出)

第 42 条 乙は、その所在地、代表者等に変更があったときは、遅滞なく当該変更事項を証する書面を添えて、その旨を甲に届け出なければならない。

(疑義についての協議)

第 43 条 本協定の各条項等の解釈について疑義を生じたとき又は本協定に特別の定めのない事項については、甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年 3 月 9 日

甲（地方公共団体）

所在地 鳥取県東伯郡北栄町由良宿 423 番地 1

名 称 北栄町

代表者 北栄町長 松 本 昭 夫



乙（指定管理者）

所在地 鳥取県東伯郡北栄町由良宿 800 番地

名 称 特定非営利活動法人 まちづくりネット

代表者 理事長 永 田 洋 子



別紙1（第5条関係）

用語の定義

- （1）「指定開始日」とは、条例に定める指定期間の開始日のことをいう。
- （2）「指定管理料」とは、甲が乙に対して支払う本業務の実施に関する対価のことをいう。
- （3）「年度協定」とは、本協定に基づき、甲と乙が指定期間中に毎年締結する協定のことをいう。
- （4）「不可抗力」とは、天災（地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等）、人災（戦争、テロ、暴動等）、法令変更その他甲及び乙の責めに帰すことのできない事由をいう。なお、施設利用者数の増減は、不可抗力に含まれないこととする。
- （5）「法令」とは、すべての法律、命令、条例、規則及び正規の手続きを経て公布された行政機関の規定をいう。

別紙 2 (第 6 条関係)

管理施設

名 称	位 置	備 考
北栄町中央公民館大栄分館	北栄町由良宿 800 番地	建物平面図、管理境界 周辺図は別添のとおり

別紙 3 (第 13 条関係)

リスク分担表

種 類	内 容	負 担 者	
		町	指 定 管 理 者
物 価 変 動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		○
法 令 等 の 変 更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
	一般的な税制改革		○
施設・設備の損傷等	指定管理者の故意または重大な過失によるもの		○
	施設・設備の設計・構造上の原因によるもの	○	
	上記以外の経年劣化、第三者の行為で相手方が特定できないもの等（1 件 1 0 万円未満のもの）		○
	備品、消耗品の盗難・紛失		○
第三者への賠償	指定管理者としての義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
	上記以外の事由により損害を与えた場合	○	
保 険	火災保険の加入	○	
	利用者等にかかる保険の加入		○

本表に定める事項で疑義がある場合又は本表に定めのないものについては、北栄町と指定管理者が協議のうえ決定する。

別紙 4 (第 19 条関係)

北栄町中央公民館大栄分館管理運営業務委託仕様書

- 1 建 物 北栄町中央公民館大栄分館
- 2 所在地 東伯郡北栄町由良宿 800 番地
- 3 業 務 基本協定書を遵守し、下記の業務を行う
 - (1) 講座、講習会等の開設
 - (2) 施設を住民の集会等に供すること
 - ア 施設の使用許可に関すること
 - イ 使用料の収納に関すること
 - ウ 町文化団体連絡協議会のロビー展示に会場を供すること
 - (3) 施設の管理運営
 - ア 施設管理業務に必要な契約に関すること
 - イ 日誌の記帳及び年間利用人数の集計
 - ウ 軽微な修繕に関すること
 - エ 備品の管理に関すること
 - オ 関係法令に従い防火管理に関する事務事業を実施すること
 - (4) 経理に関すること
 - ア 施設使用料、コピー代、印刷代は N P O 法人会計システムにより納入通知書及び領収書を発行し、N P O 法人会計に納入する。
 - イ 電気代は大栄体育館と合わせて、北栄町図書館で支出する。
 - ウ 大栄分館の水道・下水道使用料は大栄体育館を含めて、大栄分館（まちづくりネット）が支出する。
 - (5) 文書の受付、発送、保管に関すること
 - (6) 窓口業務
 - ア 社会体育・学校体育施設（大栄地区）の鍵貸し出し業務に関すること
 - イ 役場各課・局が所轄するイベント等のチケット等の取扱に関すること
 - (7) その他大栄分館の管理運営に必要な業務
- 4 その他の事項
 - (1) 室の占有団体

ア 大栄町土地改良区及び大倉土地改良区

使用料は免除し、電気代及び上下水道代の納入手続きは中央公民館で対応する。

2階のトイレ掃除は土地改良区の職員にさせていただく。

イ 放課後児童クラブ（教育委員会事務局 教育総務課所管）

月～金曜日 午後3時～午後7時

土曜日 午前8時～午後7時

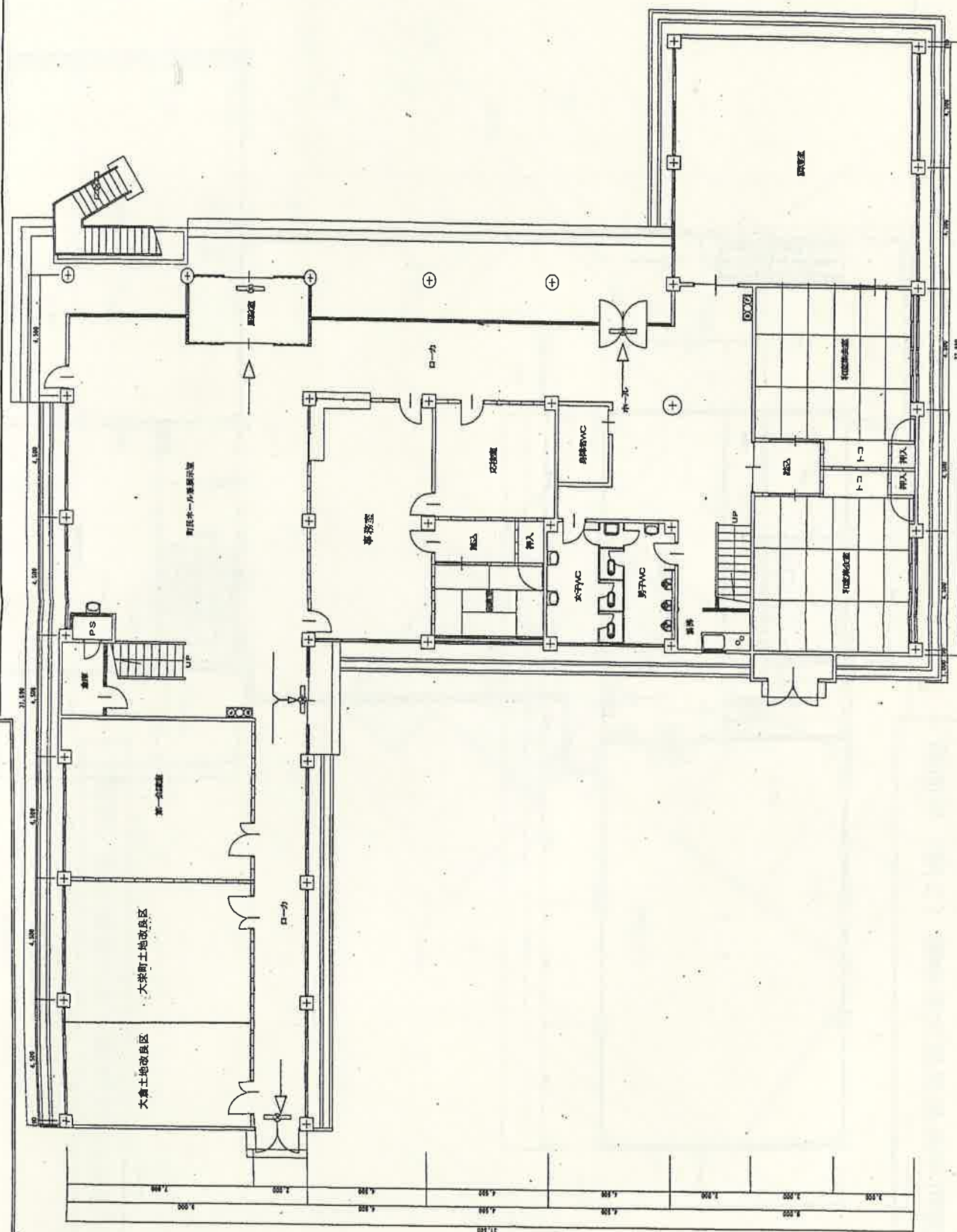
学校の長期休業 午前8時～午後7時

(2) ロビーの飲料自動販売機

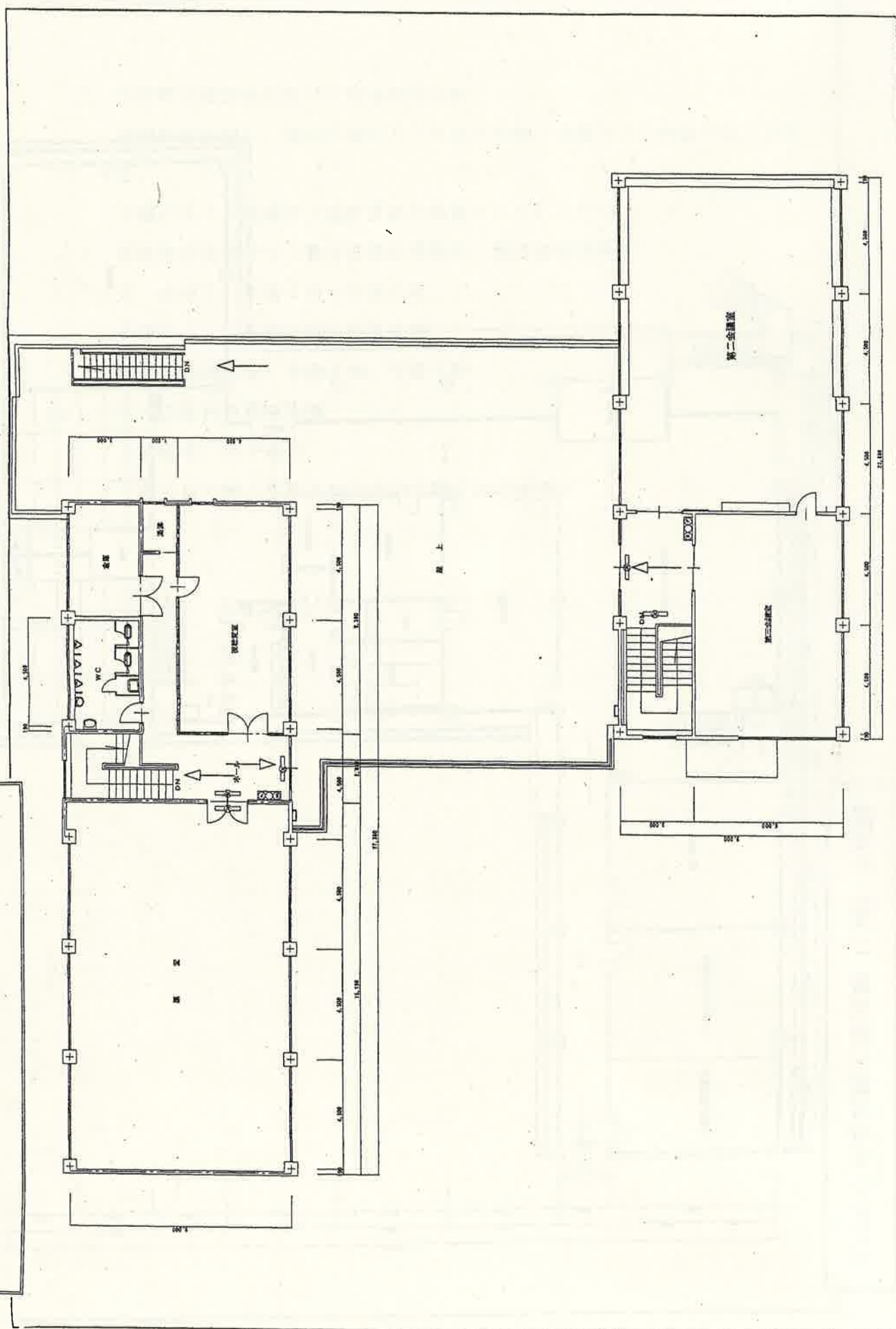
ア 設置者 田中商店

イ 電気料の納入手続きは中央公民館で対応する。

北栄町中央公民館大栄分館（1階）平面図



北栄町中央公民館大栄分館（2階）平面図



際高下

中央公民館
大葉分館

北榮町図書館

大柴体青館

